

に聴く
判例から見る
労働トラブルの
防止対策



弁護士 西脇明典 13



「協調性」が欠如した 社員への対応

「協調性」がない社員だから、何とかしたい、と思われる会社も少なくないであろう。労働契約により、一方、労働者は、賃金を得たために労働力を使用者に委ね、他方、組織体である使用者（企業、法人）は、効率的な業務運営を行うため、また利潤を追求するため、労働者の業務遂行について労務指揮権を得る。こうした中で、協調性を欠く社員がいれば、組織として業務を円滑に進めることができない者、独り声高に「協調性

いことも出てくる。「協調性」不足といつて、いろいろな労働者がいる。積極的な面があるのだが、行き過ぎの感があり、他の労働者や上司と始終ぶつかっている者、一通りの仕事はしているが、人間関係を築くことがうまくなく、多人数の中では控えめで、周囲の者がフォローしなければ、ことがうまく進まない者、ある上司が言つても聞かないが、ほかの上司が言うと素直になる

長が人前で頭を下げる日

「協調性」がない従業



がない」と他の者に言い放っている者など、様々である。「協調性」不足による解雇が問題となつたものとして、セコム損害保険事件（東京地裁平成19・9・14）という事案がある。入社当時から問題行動を繰り返したうえ、空

は近い」と問い合わせしたるか。即時に解雇しても、職場が乱れ、他の従業員に悪影響を及ぼしており、「みんな生活がだらしない。そこから変えた方がいいんじゃないですか」といふこと、上司からの指導警告、業務指示にもかかるわらずこれを是正することなく、職制・会社批判をして周囲の人間との軋轢状況を招く勤務態度にあつた労働者である。

裁判所は、「労働契約という信頼関係は採用当初から成り立つておらず」「回復困難な程度に破壊されているとみるのが相当で」「原告の勤務態度は客観的に改善していかにことに端を発し、上司に「課長を何年やつていい」「課長の資格はない」と述べたり、業務報告の中で「社長が人前で頭を下げる日

調の件で温風が吹き出し口から出てくることから暑くて業務に支障があるといい改善要求をしたのに改善していかにことに至る。常識である」「職場の上司に対する物の言い方と違つたことでなければ何を言つてもいいことにならないのは社会人として常識である」というものがあるはず」と評価される程度まで至った場合には解雇は有効となる。

なお、この判決は「自分の言つていることが間違つたことでなければ何を言つてもいいことにならないのは社会人として常識である」というものがあるはず」とも言つてゐる。社会人の行動態度に関する一つの至言、名言である。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝